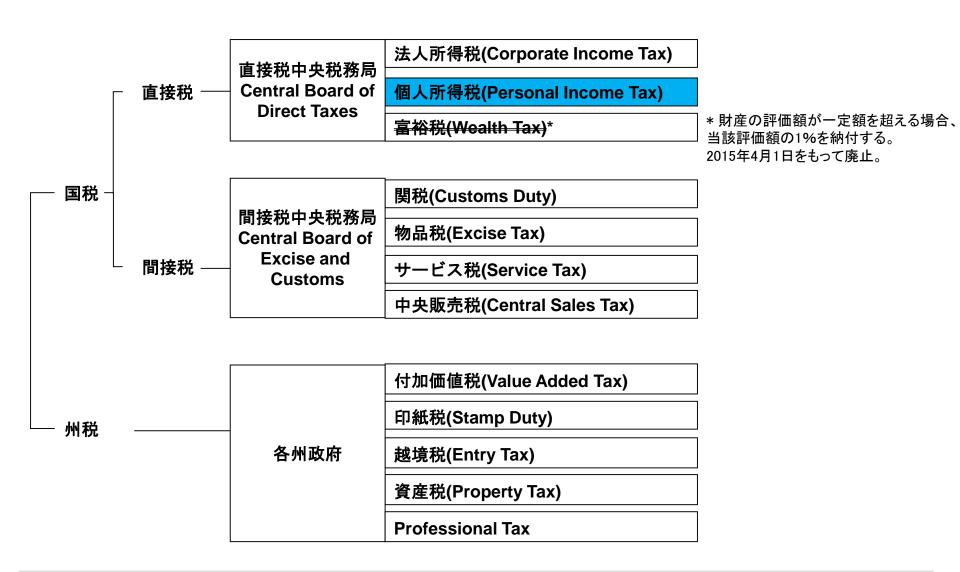


Contents



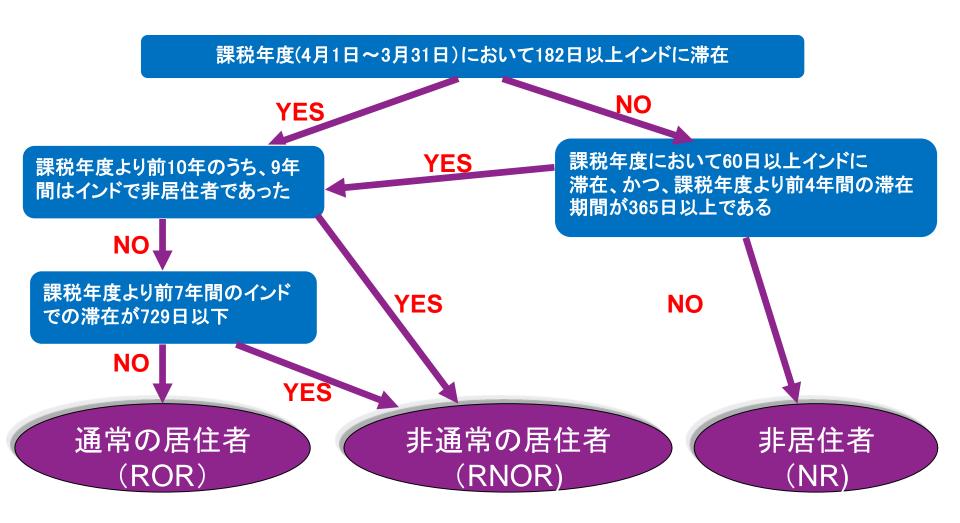
- 1. インドの税体系(GST導入前)
- 2. 納税義務者の判定
- 3. 課税所得の範囲
- 4. ケーススタディ① (居住者の判定)
- 5. 申告納付~会社の手続き(給与に対する源泉徴収)
- 6. 課税所得の算定
- 7. 個人所得税の税率(2016年3月期)
- 8. 申告納付~駐在員の手続き(予定納税)
- 9. 国外源泉所得の納税(RORに該当するケース)
- 10 RORに対する情報開示義務
- 11.日本払給与に係る税金の納税方法
- 12.ケーススタディ② (出張者給与)
- 13.ケーススタディ③(日本給与にかかる税金の納税方法)
- 14.インドにおける社会保障制度
- 15.VISA関連情報

1. インドの税体系(GST導入前)



2. 納税義務者の判定

インドにおける納税義務者の区分は以下の3パターンに区分される



3. 課税所得の範囲

【通常の居住者】(ROR = Resident & Ordinarily Resident)

▶全世界所得・・・日本で生じた不動産所得や譲渡所得等もインドで納税義務あり

【非通常の居住者】(RNOR = Resident and Not Ordinarily Resident)

▶インド国内源泉所得・・・インド国内で生じた所得およびインド国内で受領した所得

▶インド国外源泉所得であるが、インド国内においてインド国外のビジネスをコントロールすることにより発生した所得

【非居住者】(NR = Non - Resident)

▶インド国内源泉所得・・・インド国内で生じた所得およびインド国内で受領した所得

▶給与所得については、短期滞在者免税の規定あり!(次ページ参照)

インド国内源泉所得とは?

- ・インド国内における職位・職務による所得
- ・インド国内の事業所又は事業からの所得

日印給与は合算申告

所得の受領地(給与振込み先銀行の所在地)や、居住者か非居住者かは問わない

3. 課税所得の範囲(続き)

日本からインドへの出張等であっても、インドで就労する限り、インドで課税であるが・・・

日印租税条約第15条に基づく短期滞在者免税規定

- ① 課税年度中の総滞在日数が183日を 超えないこと
- ② 日本法人が支払うこと
- ③ インド法人が負担しないこと

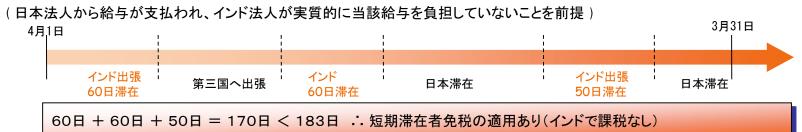




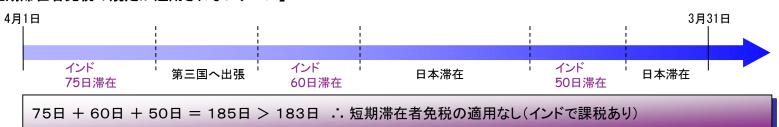
1

出向者(インド法人が雇用者)には 適用がないことに留意

【短期滞在者免税の規定が適用されるケース】



【短期滞在者免税の規定が適用されないケース】



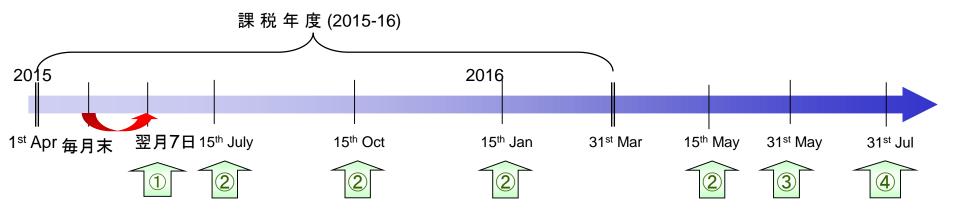
4. ケーススタディ①(居住者の判定)

【前提】

- *A氏は2012年1月10日着任、2015年3月30日帰任
- *B氏は2012年1月10日着任、2015年3月30日帰任
- *C氏は2011年1月10日着任、2014年6月30日帰任

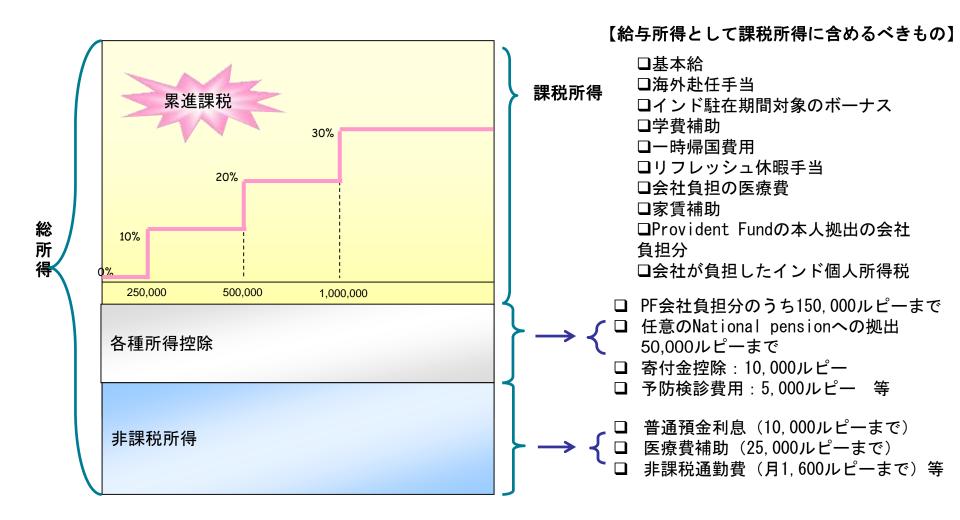
| | A氏 | | B氏 | | C氏 | |
|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 年度 | 滞在日数 | 判定 | 滞在日数 | 判定 | 滞在日数 | 判定 |
| 2004年4月~2005年3月期 | 0 | NR | 0 | NR | 0 | NR |
| 2005年4月~2006年3月期 | 0 | NR | 0 | NR | 0 | NR |
| 2006年4月~2007年3月期 | 0 | NR | 0 | NR | 0 | NR |
| 2007年4月~2008年3月期 | 0 | NR | 0 | NR | 0 | NR |
| 2008年4月~2009年3月期 | 0 | NR | 0 | NR | 0 | NR |
| 2009年4月~2010年3月期 | 10 | NR | 0 | NR | 0 | NR |
| 2010年4月~2011年3月期 | 30 | NR | 0 | NR | 70 | NR |
| 2011年4月~2012年3月期 | 70 | NR | 70 | NR | 330 | RNOR |
| 2012年4月~2013年3月期 | 330 | RNOR | 330 | RNOR | 320 | RNOR |
| 2013年4月~2014年3月期 | 320 | RNOR | 320 | RNOR | 320 | RNOR |
| 2014年4月~2015年3月期 | 320 | ROR | 350 | RNOR | 80 | ROR |

5. 申告納付~会社の手続き(給与に対する源泉徴収)



- ①毎月徴収した給与等に係る源泉税を、源泉徴収義務者である会社は翌月7日までに納税 ※3月の給与のみ納期限は翌月30日
- ②7月15日以降、4半期ごとに会社は源泉税申告書(Form24Q)を提出
- ③翌年の5月31日までに従業員へ源泉徴収票(Form 16)を会社が発行
- ④翌年7月31日までに各従業員は確定申告を提出。

6. 課税所得の算定

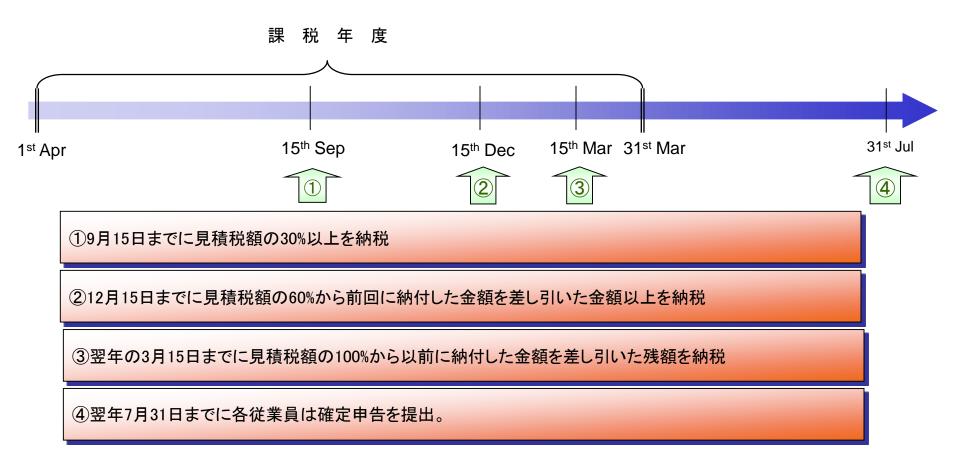


7. 個人所得税の税率(2016年3月期)

| 所得金額 の範囲(INR) | 税率 |
|--------------------|------|
| 0 ~ 250,000 | 非課税 |
| 250,001 ~ 500,000 | 10 % |
| 500,001 ~1,000,000 | 20% |
| 1,000,001 ~ | 30% |

- ▶ 非課税上限額について、60歳以上80歳未満の高齢者については300,000ルピー、80歳以上の超高 齢者については500,000ルピー
- ▶ 課税所得INR500,000以下の居住者について一律INR2,000 (所得税額が上限)の税額控除
- 所得がINR10,000,000を超える場合、上記表で算出した税額に対し12%のSurcharge が課される
- ▶ 所得税(サーチャージがある場合はサーチャージ含む)に対し、3%の教育目的税が課税される
- ▶ 本来源泉徴収すべき税金を雇用者である会社が源泉徴収していない場合、月利1%のペナルティーがかかる

8. 申告納付~駐在員の手続き(予定納税)



- ※1. 給与等源泉徴収される所得以外の所得がある場合、この予定納税制度が適用される
- ※2. 予定納税額が確定税額の90%を下回っていた場合、月利1%の金利が発生することに注意!(後述)

9. 国外源泉所得の納税(RORに該当するケース)

ROR(通常の居住者)については国外源泉所得もインドでの課税対象に含まれており、世界中で獲得した所得 (①給与所得、②事業所得、③建物賃貸所得、④キャピタルゲイン、⑤その他所得)を申告しなければならない

| 所得区分 | 給与所得 (Salary) | 建物賃貸所得 (Rent) | キャピタルゲイン | その他所得 (Other) |
|------|--|---|--|---|
| 内容 | 6. 課税所得の算定参照 | 建物の賃貸を副業として行っている場合、受領した家賃収入が課税対象 (賃貸建物にかかる固定資産税や建物取得のための借入金のための利息も控除対象となる) | ・棚卸資産等一定のものを除 くあらゆる資産の譲渡により 生じた譲渡益 | ・左記のいずれにも該当しないもの・配当・銀行・有価証券利息・税金還付時の利息 |
| 必要情報 | 雇用契約書給与明細給与明細に載らない各種経済的利益(例:家族の一時原国時の航空券代等)等 | | ・売買契約書・譲渡対価明細・取得原価明細・改良費明細等 | ・配当領収証 ・利息明細書 等 |

10. RORに対する情報開示義務

2012年税制改正にて開示義務自体は導入済

【2012年改正内容】

インドにおける通常の居住者(ROR) に該当する納税義務者は、国外に保有する資産を確定申告書(ITR2) において開示しなければならない。→開示を怠った場合、法律上は3ヶ月から2年の禁錮刑(2015年度改正前)



- インド政府はインド経済に与えるブラックマネーの影響を鑑み、2015年度予算案においてブラックマネー法案、The Black Money (Undisclosed Foreign Income and Assets) and Imposition of Tax Bill, 2015 を提出、2015年5月26日に可決され、ブラックマネー法、The Black Money (Undisclosed Foreign Income and Assets) and Imposition of Tax Act, 2015 ('the Black Money Act') として2015年7月1日より有効となった。2015年度の申告から適用される。
- あらゆる未開示の外国所得と外国資産に対し、既存の税法とは別の課税を行う
- 1961年インド所得税法上の Not ordinary resident 以外のインド居住者に適用される

▶所得を生み出していなくても開示対象

(※ただし駐在員等については、RORになる前に取得した資産が収益を生み出していなければ開示不要)

▶上記の場合においても罰則適用

駐在3年目以降は 要注意!

12

10. RORに対する情報開示義務 ブラックマネー法概要 ペナルティ・罰則等

既

存

規

定

遅延利息

- Section 234A 外国資産および所得の申告漏れあるいは虚偽申告(未納税額に対して、申告期限から実際に申告するまでの 月1%の遅延利息)
- Section 234B and 234C 税額の予納の不履行(9割以上前払い税金を支払っていなかった場合に、翌4月から支払月までに、未納税額に対して、月1%の利息)(3回の前払い税金の期限に遅延又は不足があった場合、9月は納税額の30% <一部支払があった場合はその分差し引いた額> ×1%×3ヶ月、12月は60%<同上>×1%×3ヶ月、3月は100%<同上)×1%×1ヶ月の遅延利息)

ペナルティ

■ 未納税額の100%~300%

ペナルティ

- (申告していない所得で購入した場合等の)未開示外国資産の課税額の最大300%
- 外国資産・所得の未開示又は虚偽申告:最大100万ルピーの罰金(合計50万ルピー未満の銀行口座を保有しそれが未開示の場合、当該ペナルティは未適用)
- 等

訴追

- 無申告あるいは虚偽申告:6ヶ月から7年の禁錮刑
- 無申告あるいは虚偽申告に脱税の意図があった場合:3年から10年の禁錮刑。なお、故意によって行われたと推定がされ、 犯罪の意図(故意、動機、事実の認識、事実等)がなかったことを本人が証明しなければならない
- 再度の開示義務違反:3年から10年の禁錮刑及び罰金(50万ルピーから1,000万ルピー)

10. RORに対する情報開示義務 ブラックマネー法概要 今後対処すべきこと

説明責任の拡大;申告フォームも過年度と比べて大幅に負担が増加している。

外国資産と所得について適切な文書化と記録が必須

株式(持株会)

投資信託

積立預金・保険

不動産

外国銀行口座

相続財産

マイホームの取 得・ローン

インドにおけるROR基準を満たした駐在員の家族(配偶者及び子)についても外国資産と所得についての開示義務があり、インド 課税所得がなかったとしても免れない

2015年ブラックマネー法はそれ自体がインドにいる外国人駐在員をターゲットとしたものではない。しかし、外国人駐在員がインドにおける通常の居住者であれば規定のコンプライアンスへの準拠と開示を求められている

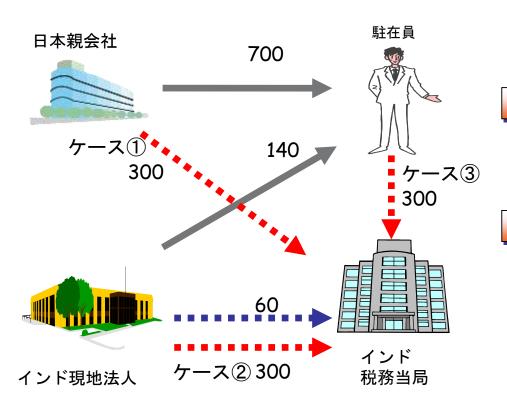
10. RORに対する情報開示義務 ブラックマネー法概要 開示フォームと内容

| 対象 | 確定申告の フォーム名 | 報告•開示事項 |
|------|--|---|
| 外国所得 | Schedule FSI | 外国で、あるいは外国資産によって獲得された所得については開示されな ければならない |
| 外国資産 | Schedule TR – FA | 以下のものについては詳細の開示が必要 |
| | •外国銀行口座 (<u>Foreign Bank Accounts</u>) | |
| | | •あらゆる財産権 (<u>Financial Interest</u> in any entity) |
| | | •不動産 (<u>Immovable property)</u> |
| | | •その他のあらゆる投資 (<u>other assets in the nature of investment)</u> |
| | | •上記のもの以外で、家業の銀行口座等、サイン権限を有する財産 (<u>accounts in which the assesse have signing authority</u> and which has not been included in above categories) |
| | | •信託財産 (<u>trust created</u> under the laws of a country in which assesse is trustee, beneficiary or settlor) |

11. 日本払給与にかかる税金の納税方法

【前提】

- •日本払給与手取り700 税金300 額面1000
- •インド払給与手取り140 税金60 額面200



【日本払給与に係る税金300の納税方法について】

ケース①親会社が源泉徴収

- 日本法人にもかかわらずインドでPAN,TAN登録が必要
- ・インドの法律上、最も望ましい方法
- •ただし、日本からの送金作業が煩雑

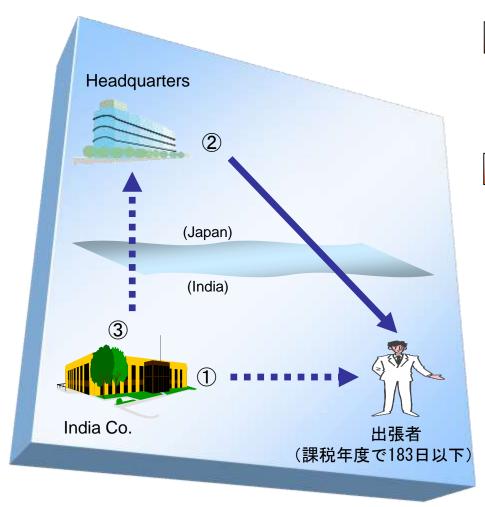
ケース②インド現地法人が源泉徴収

・給与について源泉徴収しているため、手続きとしては問題ないが、インド現地法人では納税額360に対し、 手取り額は140という、いびつな状況が起こる

③駐在員が個人で予定納税

- ・本来、給与については源泉徴収すべきであり、手続きとして、日本親会社の源泉徴収もれを指摘されるリスクが生じる。
- ・上記源泉徴収もれについて遅延利息の適用あり (月利1%)

12. ケーススタディ② (Supervisor等の出張者給与)



①インドにおいて直接支給(現法→個人)

- ・インド個人所得税の課税対象
- ・現法は毎月源泉徴収義務がある

②日本払い給与(本社→個人)

【インド現法の負担がある場合】

・インド個人所得税の課税対象

日本側で 問題?

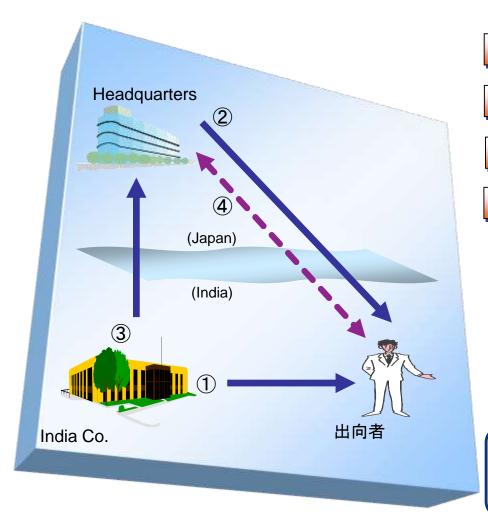
【インド現法の負担がない場合】

・日印租税条約第15条に基づき、インド個人所得税の課税はない

③日本払い給与の付替払い(India Co.→本社)

- ·Fee for Technical Servicesとして、10%若しくは20%の 源泉徴収
- •Service Tax課税に留意

13. ケーススタディ③ 出向者の税務上の取り扱いに関する判例



- ①インド払い給与(India Co.→個人)
- ②日本払い給与(本社→個人)
- ③日本払い給与の付替払い(India Co.→本社)
- 4雇用関係の継続
- ·インド駐在員の真の雇用者は出向元の本社であり、 駐在者が本社のPEを構成している
- ・出向契約は実質的に駐在員を通じて出向元がインド現法にサービスを提供するものと同等とみなし、技術上の役務提供による収益としてインドで課税対象となる
- ·Fee for Technical Servicesと看做され、
- 10%若しくは20%の源泉課税により二重課税が生じる
- ·本社のGlobal Incomeにも課税される可能性
- ・ 駐在員と出向元との雇用関係に焦点を当てている
- ・ 既存の出向契約書および出向スキーム(特にインドから本 社への付替払い)の見直しを検討すべき

- ▶ 日本人駐在員はInternational Workers(IW)に該当し、全てのIWはインドにおいて社会保障制度に加入する必要がある(従業員を20名以上雇用している会社の場合)
- ▶ 社会保障制度における「Wages」の定義は公表されていない
- 2014年9月1日以降、新しくインドへ駐在した駐在者はPension Fundへの拠出はなくなる
- ▶ 日印社会保障協定はまだ施行されていない。社会保障制度の特徴は以下のとおり。
 - Certificate of Coverage (CoC) を取得することにより、社会 保障の2 重支払いを回避することができる
 - ーインド会社による雇用の終了により、PFの還付請求を行うことができる。
 - -PFの還付を海外口座へ直接送金することが認められるようになる



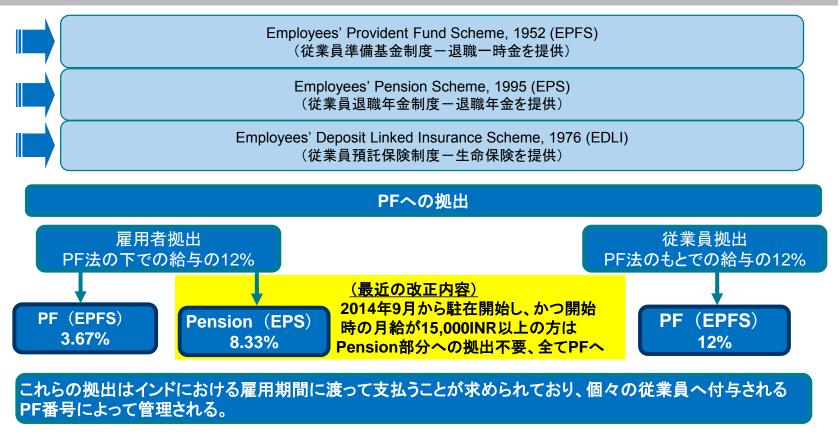
現状 日印社会保障協定は締結されたものの、施行されておらず、社会保障関係費用は日本とインドで二重加入となっている。

- ・ 社会保障協定は相手国における労働者の利益を守るための2国間の協定である。
- 社会保障協定は主に社会保障制度への2重加入の回避および拠出期間の通算を目的としている。
- インドでは、ドイツ、スイスおよびフランス等の国々とすでに社会保障協定を締結し、施行されている。
- ・ 社会保障協定が施行され、IWsが本国における社会保障制度へ拠出している場合には、本国において lws(注1)はCertificate of Coverage(社会保険加入証明書)は入手することができる。
- Certificate of CoverageがインドのPF Officeへ提出された場合、IWsはインドにおいてPF拠出を支払う必要がなくなる。

注1

- ▶2008年10月に、「International Workers」 ('IWs') のコンセプトが導入された。
- ▶IWs は以下のように定義される。
 - インド国内において1952年従業員準備基金法が適用されるインド国内の事務所等にて雇用されている外国籍者
 - インドが社会保障協定を締結している国で就業しているインド国籍
- ▶この結果、2008年11月1日より、IWsおよびその雇用主はPF制度への拠出が義務付けられた。

インドにおける社会保障制度については、1952年従業員準備基金法(Employees・Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952.)において規定されている。この法律は以下の3つにより構成されている。



- 現行ではインド駐在が完了し、かつ58歳に達した場合、上記のPFへの拠出金に利息を加えた金額が還付される。

| 社会保障協定発効国 | 社会保障協定非発効国 | | | |
|--|--|--|--|--|
| 受 | 給 | | | |
| <pf> - 相手国での雇用が終了したときに受給をうけることができる。</pf> | 相手国での雇用が終了し、かつ58歳以上となったときに、受給をうけることができる。 | | | |
| <pension> - 各国のSSAIこ従うこととなる。</pension> | 1995年従業員退職年金制度のもとでは、 Pension部分は受給できない。 | | | |
| <拠出期間の通算> - インドにおける拠出期間は、本国への社会保障制度の受給資格の判断時に通算されることとなる。 | | | | |
| コンプライアンス | | | | |
| - 本国において社会保険加入証明書を入手し、インドにおいて提出している場合には、PFへの拠出は必要ない。 | - インドにおけるPFへの加入および拠出が必要となる(社会保障制度への2重加入の問題が発生する) | | | |

日印社会保障協定のポイントは以下の通り

- 以下を条件として、赴任期間が5年以内の新にインドへ赴任するIWsはPFを支払う必要はない。
 - 日本において社会保障制度へ加入、拠出を行っている。
 - 日本の社会保険庁からの社会保険加入証明書の入手およびインドのPFオフィスへの提出
- すでにインドに駐在しているIWsは、同様に日本の社会保険庁からの社会保険加入証明書の入手し インドでのPFへの拠出を停止することを求めることとなる。
- 受給等
 - インドにおけるPF受給ガイドラインにしたがって、インドにおける雇用の終了および日本への帰国にもとづき、PFおよびPension受給が可能となる。
 - PF部分については、日印社会保障協定の対象となるIWsはPF部分の全額を受給する権利が与 えられる。
 - Pension部分についても、IWsは受給する権利を受けることができる場合がある。

<u>日印社会協定はまだ施行されておらず、上記は施行前の協定にもとづくコメントであるため、施行時に確認が必要となる点に留意が必要である。</u>

PF還付金への課税

- PFの受給に際しては、駐在期間が5年以下の場合には、以下に対してインドにて課税される。
 - 雇用者拠出部分
 - 従業員拠出部分および雇用主拠出部分にかかる利息
 - 過去にPFに関するTax Benefitを受けている場合、その過去のTax Benefit部分
- 税金はインドロ座に給付が行われたあと、海外口座へ支払われる前に支払う必要がある。
- ・ RBIによる規制により、海外口座への送金には、インド勅許会計士による証明書が必要とされる場合がある。
- IWsはPFの還付を受けた年度にかかる税務申告書を提出する必要がある。

15. VISA関連情報

Business Visa

- ビジネスビザの活動には制限あり
- ✓ 産業・事業の拠点設立、又は設立の 可能性検証目的
- ✓ 工業製品、市販用製品、耐久消費財 の買い付け又はマーケティング目的 の販売
- ✓ ビジネスサービス提供のための技術 的な会議・討議、取締役会・株主総 会への出席
- ✓ 人員の採用
- ✓ 事業のパートナー、会社の取締役としての役割を果たす場合
- ✓ 展示会へのコンサル活動、展示会・ 見本市等への参加

Employment Visa

- 原則年収25,000USドル以上 (現在30,000USドル以上、インドルピー建への変更案が検討中)
- インドでの就業が目的のビザ
- 対象は高度な熟練者、資格のある専門家(日常業務・事務、ルーティンワークや秘書的業務、インド人資格者が行なえる業務への就労には許可されない)
- 180日以上のビザを有するので、インド入国後FRROで14日以内に登録する必要がある

等

Q&A

KPMGインド日系企業担当者のご紹介



Tel:+91-99-7149-3451 taisukeinui@kpmg.com

ディレクター (アドバイザリー) 乾 太輔 (インド全域)

2001年9月に朝日アーサーアンダーセン入社。日系製造業を中心に、事業戦略策定/業務改革支援に従事。2009年よりインドを中心としたASEAN地域への海外展開支援業務を担当。2015年4月より、KPMGインドデリー事務所に赴任。



Tel:+91-96-5000-2870 iuniim@kpmg.com

アソシエイトディレクター 日本国公認会計士 米国公認会計士 宮下 準二 (デリー/グルガオン)

2001年10月朝日監査法人(現あずさ監査法人)入所。日 本国内において、SEC登録 会社、IFRS適用会社等の会 計監査、SOX導入業務に従 事。2014年8月よりKPMGイ ンドデリー事務所に赴任。



Tel:+91-70-4266-1994 emiy@kpmg.com

マネジャー 日本国公認会計士 山﨑 恵美 (デリー/グルガオン)

2007年4月あずさ監査法人東京事務所入所。日本国内において、主にソフトウェアメーカー(米国会計基準及び日本国会計基準)、製造業等の会計監査に従事。2012年2月から米国ミシガン大学ビジネススクールに留学。2013年2月から4月までインデアンスクールオブビジネスに交換留学。2013年7月MBA取得。2014年4月よりKPMGインドデリー事務所に赴任。



Tel:+91-22-3091-3212 soratani@kpmg.com

マネジャー 米国公認会計士 空谷 泰典 (ムンバイ)

2002年1月に朝日監査法人 (現あずさ監査法人入所。日本国内において、主に総合 電機メーカー、製薬会社等の 会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。 2008年7月より、バンコク事 務所に駐在。 2012年1月より、KPMGイン ドムンバイ事務所に赴任。



Tel:+91-96-7710-0882 masakazu@kpmg.com

マネジャー 米国公認会計士 加藤 正一 (チェンナイ)

2005年3月にあずさ監査 法人。日本国内において 、SEC登録会社および製 造業、通信業等の会計監 査およびデューデリジェン ス業務に従事。 2013年8月より、KPMG インドチェンナイ事務所に 計仟。



Tel:+91-70-2221-7082 kazumi@kpmg.com

マネジャー 日本国公認会計士 金原 和美 (バンガロール・アーメダバード)

1996年朝日監査法人(現あずさ監査法人)入所。製造業、エネルギー産業、ソフトウェア開発業、小売業、金融機関等の会計監査業務、上場アドバイザリー業務等に従事。2014年7月よりKPMGバンガロール事務所に赴任。バンガロール及びアーメダバードを管轄。



Thank You

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of particular situation.

© 2015 KPMG, an Indian Registered Partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International

Ahmedabad

Safal Profitaire
B4 3rd Floor, Corporate Road,
Opp. Auda Garden,
Prahlad Nagar
Ahmedabad – 380 015
Tel +91 (79) 4040 2200
Fax +91 (79) 4040 2244

Bangalore

Solitaire, 139/26, 3rd Floor, Inner Ring Road, Koramangala, Bangalore 560071 Tel +91 80 3980 6000 Fax +91 80 3980 6999

Chandigarh

SCO 22-23 1st floor. Sector 8 C Madhya Marg Chandigarh 160019 Tel: 0172 3935778 Fax 0172 3935780

Chennai

No. 10, Mahatma Gandhi Road, Nungambakam, Chennai 600 034 Tel +91 40 3914 5000 Fax +91 40 3914 5999

Delhi NCR

Building No.10, Tower B, 8th Floor, DLF Cyber City, Phase – II Gurgaon 122002 Haryana Tel +91 124 3074000 Fax +91 124 2549101

Hyderabad

8-2-618/2 Reliance Humsafar, 4th Floor Road No. 11, Banjara Hills Hyderabad 500 034 Tel +91 40 6630 5000 Fax +91 40 6630 5299

Kochi

4/F, Palal Towers, M. G. Road, Ravipuram, Kochi 682016 Tel +91 (484) 302 7000 Fax +91 (484) 302 7001

Kolkata

Infinity Benchmark, Plot No.G-1, 10th floor, Block - EP & GP, Sector - V, Salt Lake City Kolkata 700091 Tel: +91 33 44034066 Fax: +91 33 4403 4199

Mumbai

Lodha Excelus, 1st Floor, Apollo Mills Compound, N.M. Joshi Marg, Mahalakshmi, Mumbai 400 011 Tel +9122 39896000 Fax +91 22 39836000

Pune

703, Godrej Castlemaine Bund Garden Pune 411 001 Tel: +91 20 3058 5764/ 65 Fax: +91 20 30585775